

配慮を必要とする子ども・ひとり親家庭支援

🐻 配慮を必要とするお子さんへの相談・支援

酒田市こども未来課発達支援係

問 酒田市本町2-2-45 ☎0234-26-6258

情緒的、精神的、知的な面で不安や悩み、発達における生活や学習面等で難しさがあるなど、困っていると感じている方に対し、一人ひとりの状況に応じた相談を行っています。

👉 こんな心配ありませんか？

- ・保育園等で…ことばのおくれや発音、かんしゃく、落ち着きがない、生活リズム、偏食など
- ・学校で…集団生活や友達づきあいが苦手、忘れ物が多い、いつもと違うことに戸惑う、勉強が進まないなど

▶相談方法 電話、面談など(来所相談は、要電話予約。電話相談は、随時受付)

▶相談日 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)

▶時間 8:30～17:15

▶対象 酒田市内にお住まいの方

▶対応する相談員 発達支援相談員、保健師等

児童発達支援センター 酒田市はまなし学園

問 酒田市住吉町10-24 ☎0234-33-3283 FAX0234-33-4050

発達に課題があるお子さんが、よりよい成長をするための発達支援、家族支援、地域支援を行っています。動きが多く落ち着かない、目があいにくい、おもちゃや友だちに関心がない、ことばが出ないなどのお子さんの支援や相談を行っています。

👉 入所児童の児童発達支援(月曜～金曜日の8:30～15:30※)

食事、排泄、着脱等の基本的な生活習慣を身に付けます。また、友だちとの関わりを楽しむをクラス活動や小集団での活動を通じ、集団生活への適応能力を伸ばし、保育園等への移行の可能性を広げる支援を行います。

※時間外は、日中一時支援事業を利用してお子さんをお預かりすることもできます。

👉 まつのみ教室(親子通園による療育支援)

・親子通園(開設日時:毎週火曜・水曜日の9:30～11:00)

お子さんと保護者を対象に、遊びの場の提供や育児相談を行っています。

・小集団支援(開設日時:毎週木曜日の9:30～11:00)

保育所や認定こども園等に通園しているお子さんを対象に、発達支援を行います。

👉 日中一時支援事業(月曜～土曜日の7:30～18:30)

障がい児を養育する保護者が休息をとりたい場合や冠婚葬祭等の理由で保育ができない場合、一時的にお子さんを預かります。

👉 保育所等訪問支援(開設日時:月曜～金曜日の8:30～17:15)

事前に保護者と相談したうえで、お子さんが通園している保育所や認定こども園等に訪問して発達支援を行います。

👉 自宅訪問型児童発達支援(開設日時:月曜～金曜日の8:30～17:15)

医師の許可のもと事前に保護者と相談したうえで、重度の障がいなどで外出が著しく困難なお子さんに自宅を訪問して発達支援を行います。

山形県立酒田特別支援学校

問 酒田市宮海字新林307 ☎0234-34-2019(耳の聞こえに関すること)

☎0234-34-2026(発達や療育に関すること)

耳の聞こえやことばに関する乳幼児教育相談、発達や療育に関する保護者対象の教育相談を行っています。

山形県立こども医療療育センター庄内支所

問 鶴岡市道形町49-21 ☎0235-23-4584

障がい児の早期発見、早期治療、リハビリ、医療、福祉制度などの相談を行っています。※原則予約制です。

診療部門	科目	診察日	診察時間	適用
	常勤医	月曜日～金曜日	8:30～17:15	リハビリ 前診察
整形外科	第2・第4金曜日	10:00～15:00	予約制	
	火・水曜日 隔週木曜日	9:00～12:00 8:30～17:00	予約制	
小児科	第1・3・5金曜日	10:00～17:00		
	第2・4金曜日	9:00～12:00		
	第1・3火曜日	10:00～16:00		
歯科	毎週火・水曜日	火・水10:00～15:30	予約制	
	第1・3金曜日	金 10:00～17:00		

※休診日:土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)。

リハビリ部門	科目	診察日	診察時間	適用
	理学療法 作業療法 言語聴覚療法	月曜日～金曜日	8:50～17:05 (訓練40分)	予約制

相談部門	相談日	相談時間
	月曜日～金曜日	9:15～16:30

🐻 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

問 市こども未来課発達支援係 ☎0234-26-6258

発達に遅れがあるまたは心配な面があるという小学生から高校生までのお子さんに発達支援、学校の放課後や休みの時に利用できる福祉サービス事業を行っています。

各施設についての詳しい内容や利用の申し込みなどについては、問い合わせください。(市外局番(0234))

名称	所在地	電話番号
あらた	東町1-15-25	☎26-0488
こえだ	北新橋2-1-16	☎26-6670
ふれあいキッズ	東京町6-7-2	☎43-6155
オハナ(ohana)	亀ヶ崎5-7-24	☎28-8970
ならはし	榑橋字大林4-2	☎25-0170
いろり	新橋2-24-26	☎43-8175
リノ(rino)	日の出町1-5-21	☎25-0223
キッズスクールメグシ酒田教室	富士見町3-2-134	☎0800-800-3583
キッズスクールメグシ東京町教室	東京町6-1-8	☎0800-800-3583
ライト	漆曾根宇腰廻167	☎25-2984
アルク	みずほ1-19-1	☎31-8287
まあず	上安町1-1-22	☎43-1537
山のメグシ	山田32-2-2	☎0800-800-3583

🐻 障がいのあるお子さんへの手当・助成

(市外局番(0234))

制度	対象	必要な書類	内容	手続き・問い合わせ
特別児童扶養手当	身体、知的又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者で、所得が一定額未満の方	①戸籍謄本 ②振込先口座申出書(申請者名義のものに限る) ③医師等の診断書(専用の様式) ④請求者、配偶者及び対象児童の個人番号カード(個人番号通知カード) ⑤その他必要なもの(転入した場合は所得証明書、要件児童と別居している場合は別居監護を行っている旨の申立書など) ※申請前に事前に相談をしてください。申請前に必要な書類をお渡しします。	▶手当月額 1級:55,350円 2級:36,860円 ▶支払い 年3回・4月、8月、11月に受給者の指定された口座に振り込みます。	市こども未来課 発達支援係 ☎26-6258 各総合支所健康福祉係

制度	対象	必要な書類	内容	手続き・問い合わせ
障がい児ほっとふくしサービス事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証のいずれかを交付されており、申請日時点で20歳未満の方	交付された身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証 ※小児慢性特定疾病受給者証、特定医療費受給者証をお持ちの方は定期通院している医療機関(庄内管外)の領収書等	各福祉サービス(自家用車燃料の購入、紙おむつ等購入費など)に利用できる券(年間18,000円分)を交付します。	市地域福祉課 障がい福祉係 ☎26-5733 各総合支所健康福祉係
重度心身障がい(児)者医療費助成	身体障害者手帳(1・2級)・療育手帳(A)などの交付を受けた方、特別児童扶養手当(1・2級)支給対象児童	①身体障害者手帳、療育手帳などの障がいの程度を示すもの ②対象者の健康保険証	健康保険で受診したときの自己負担額の一部または全額を助成します。(ただし、入院時の食事は、自己負担となります。)	
自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある18歳未満の児童で確実な治療効果が期待できる方	①自立支援医療(育成医療)意見書 ②対象者の健康保険証 ③個人番号カード(個人番号通知カード)	健康保険で受診したときの自己負担額の一部または全額を助成 *世帯の所得に応じる	市教育委員会 学校教育課学事係 ☎26-5776
特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者	※在籍する学校を通じて必要書類の提出をお願いしております。	次のものについて助成します。 ①学用品、通学用品購入費等 ②学校給食費 ③新入学児童生徒学用品、通学用品費 ④修学旅行費 ⑤体育実技用具費 ⑥通学費 ⑦校外活動費 ※上限額あり	

ひとり親家庭等への支援

(市外局番(0234))

制度	対象	必要な書類	内容	手続き 問い合わせ
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までに満20歳未満の児童。一定の障がいがある児童は20歳未満まで)を養育しているひとり親家庭の母又は父等。 ただし、次の①から③に該当する場合は、手当の一部または全部が支給されません。 ①本人または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合 ②公的年金を受けられる場合 ③特別な理由がないのに働いておらず、求職活動も行っていない場合	①戸籍謄本(養育者(母又は父)および児童が記載されているもの) ②受給者名義の通帳 ③個人番号(通知)カード ④その他必要なものについてはお問い合わせください。	▶手当月額 ・児童1人:全部支給45,500円、一部支給45,490円~10,740円 ・児童2人目:最大10,750円加算、 ・3人目以降:最大6,450円加算 (令和6年4月1日現在) ▶支払い 年6回・5月、7月、9月、11月、1月、3月に、受給者の指定された口座に振り込みます。	市子ども未来課子育て支援係 各総合支所 ☎26-5734
ひとり親家庭等医療費助成	所得税非課税者で次の方が対象となります。* ①配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により配偶者が保護命令を受けた方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ③父または母が身体または精神の重度の障がいをする場合にその児童(18歳以下)と障がいのある父または母の配偶者(18歳以下の児童の親) ④父母のいない18歳以下の児童 ※所得税を計算する場合には、平成22年度税制改正による扶養控除の見直し前の日税額に準じて算定します。	①対象となる親子全員の健康保険証 ②転入の場合は所得税非課税であることを確認できる書類	健康保険で受診(入院・通院)したときの自己負担額を助成します。(ただし、入院時食事は自己負担となります。)	
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父又は母 ※受講に関してはいくつかの適用条件があります。	※受講前に対象講座の指定を受ける必要がありますので、事前に相談をしてください。	対象教育訓練を受講し、修了した場合に、その経費の60%を助成します。詳しくはお問い合わせください。	
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父又は母 ※資格取得に関してはいくつかの適用条件があります。	※申請前に事前に相談をしてください。	資格取得のための専門学校などの養成機関に半年以上通う場合で、就業・育児と養成機関での修業の両立が困難な場合に、助成を行います。詳しくはお問い合わせください。	
ひとり親家庭生活応援給付金・住まい応援給付金	ひとり親家庭の父又は母	※申請前に事前に相談をしてください。	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業の適用を受ける方の生活費や住宅費の負担を軽減するための助成を行います。詳しくはお問い合わせください。	
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の方、かつて20歳未満の児童を養育していた寡婦の方、40歳以上で配偶者のいない女性	※申請前に事前に相談をしてください。	児童の進学や母または父の自立のための資金(修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金など)を無利子または低利(1.0%)でお貸しします。	
酒田市ファミリー・サポート・センター事業	①ひとり親家庭 ②低所得世帯 ③ダブルケア世帯 ④障がい児のいる家庭 ⑤多胎児のいる家庭のいずれかに該当する場合は、利用料の軽減を受けることができます。	①ひとり親家庭等利用負担軽減申請書 ②介護サービスを受けている親等の介護保険証の写し(ダブルケア世帯の場合) ③障害者手帳の写し(障がい児のいる家庭の場合)	世帯の収入の状況に応じて3つの段階で軽減を受けることができます。詳しくは、こちらをご覧ください。 	

酒田市母子福祉ねむの木会

☎ 酒田市新橋2-1-19(酒田市地域福祉センター内) ☎080-4516-4187(ねむの木会専用)

・火曜日、水曜日 9:30~14:00 ・土曜日 13:00~16:00

●内容 ●ひとり親の子育てに関する相談 ●会員同志の交流会、各種イベント ●ひとり親家庭等学習支援教室の運営